

# 森林環境保全税を継続します

県民共通の財産である森林を「県民全体」で守り育てていく取組の一環として、平成17年4月から「森林環境保全税」を導入し、平成20年度から税額・使途を見直して、森林や竹林の整備等に取り組んでいるところです。

現制度は平成25年3月31日に適用期間が終了しますが、引き続き「森林環境保全税」による森林の保全・整備や県民意識の醸成を図るため、税率は現行どおりとし、適用期間を5年間延長することとなりました。（鳥取県条例の一部改正について9月議会に提案し可決）

なお、見直しに際し実施したパブリックコメントに対する県の考え方を整理し、県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=200823>）で公表しています。

区分	現 行	改 正
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林を守り育てる意識の醸成</li> <li>・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備</li> </ul>	
課税方式	県民税均等割の超過課税	
適用期間	平成20年4月1日～平成25年3月31日 (5年間)	平成20年4月1日～平成30年3月31日 (10年間)
超過税率	個人 500円 県民税均等割の納税義務がある方 ※前年の所得が一定額以下の方（生活保護受給者や扶養されている方など）は、課税されません。 法人 均等割税率の5%相当額（1,000円～40,000円）	
使途内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○とっとり環境の森緊急整備事業 (ハード事業)</li> <li>・手入れの遅れたスギ・ヒノキの人工林を高い割合で間伐し、針葉樹と広葉樹の混交林へ誘導</li> <li>○とっとり県民参加の森づくり推進事業 (ソフト事業)</li> <li>・ボランティア団体などによる森林づくりへの県民参加を促す森林企画体験への支援（間伐等の作業体験、森林教室、学校林の育成など）</li> <li>○森林の保全・整備 (上乗せ補助)</li> <li>・間伐、作業道開設に対する支援 (保安林の間伐・作業道開設 補助率：85%) (保安林以外の間伐 補助率：80%)</li> <li>・森林を若返らせるための支援 (補助率：85%)</li> <li>○竹林対策 (竹林整備事業・造林事業上乗せ補助)</li> <li>・放置竹林等の整備を進めるための支援 (補助率：85%)</li> <li>○森林景観対策</li> <li>・国立公園等の松枯れ木等の伐採支援</li> <li>○その他</li> <li>・制度の普及啓発等</li> </ul>	現行（左欄）を維持しながら、一部拡充や補助率の見直しを行う。  <b>【拡充】</b> ○とっとり県民参加の森づくり推進事業 (ソフト事業) ・第64回全国植樹祭などの開催を契機に、「とっとりグリーンウェイ」を展開するため、 <u>地域、団体等が他の模範となり、広く県民にアピールできるような継続して行う森林保全活動を追加（ボランティア等によるシンボリックな森林の保全活動など）</u> ※「とっとりグリーンウェイ」：森・川・海などの鳥取県の環境を守りはぐくむ活動を全県に広めていく運動  <b>【補助率の見直し】</b> ・ <u>事業量の増加に対応できるように補助率を適正水準に見直す。</u> ○森林の保全・整備 ○竹林対策

【問合せ先】鳥取県農林水産部森林・林業総室

電話 0857-26-7304 ファクシミリ 0857-26-8192 電子メール shinrinringyo@pref.tottori.jp